

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、「先端技術を先端で支える」を経営理念とし、世界中のお客さまにご満足いただける製品・サービスを提供するために、たえず自己研鑽に励み、最先端の技術開発を通して社会の発展に貢献することを使命としています。

この経営理念に従い、当社グループは、ステークホルダーからの負託に応え、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を目指します。その実現のため、公平、効率的、かつ透明性の高いガバナンス体制を構築することをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としています。

なお、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」は、以下の当社ウェブサイトにおいて公開しています。
(<https://www.advantest.com/investors/management-policy/corporate-governance>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則2-6】 企業年金 のアセットオーナーとして機能発揮

当社グループの退職年金制度は、確定給付企業年金(DB)と確定拠出企業年金(DC)の混合型制度を採用しています。

当社グループでは、アドバンテスト企業年金基金において、当社と国内グループ会社の企業年金の積立金の運用を行っています。

企業年金の投資運用において過度なリスク運用や投機的な運用とならないよう、年金資産の運用に関する基本方針を定めています。運用にあたる適切な資質を持った人材の計画的な登用は今後の検討課題と考えていますが、確定給付企業年金においては、アドバンテスト企業年金基金が専門家のアドバイスを受けながら保有資産のリスクおよび購入予定の金融商品の適正性を継続的に確認しています。さらに、アドバンテスト企業年金基金の業務執行を審議する機関である理事会を構成する理事については、企業側が選ぶ理事と加入者側が選ぶ理事を同数とすることに、当社と企業年金の受益者との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるような体制を構築しています。

なお、確定拠出企業年金(DC)につきましては、2018年10月の移換時に受益者である加入者に対して本制度の説明会を実施しましたが、継続的に本制度や資産運用に関する理解度を向上させることが必要であるという観点から、2019年度につきましてはエラーニング形式でセミナーを提供しました。

アドバンテスト企業年金基金は、2020年7月に資産保有者としての機関投資家(アセットオーナー)として日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを決議しました。当基金は、資産の運用を自らは行わず運用機関に委託していることから、運用受託機関に対して、スチュワードシップ・コードを遵守し、投資先企業の持続的成長に資するよう責任ある機関投資家として行動することで、当基金の受益者の中長期的な投資リターンを拡大を図ることを求めています。

【補充原則4 1】 最高経営責任者等の後継者の計画

執行役員社長等の後継者計画については、指名報酬委員会にて審議の上、取締役会が主体となって取り組んでいく予定です。現在は、策定に着手しており、取締役会にもその旨を報告しています。執行役員等の候補者プールの後継者計画に関しては、執行部門で策定に着手しており、指名報酬委員会および取締役会に適宜状況を報告する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4】 政策保有株式に関する方針および政策保有株式の議決権行使基準

当社は、2019年6月27日に提出しましたコーポレート・ガバナンス報告書で2銘柄の上場株式を保有し、さらに削減を進めている旨を開示いたしました。この2銘柄につきましては2019年度中に全株式の売却が完了し、提出日現在では、政策保有株式としての上場株式を保有していません。

なお、非上場株式につきましては提出日現在政策保有株式として複数銘柄保有しています。非上場株式について保有目的だけでなく、主要な非上場株式については投資効果を検証したうえで、その内容を取締役会に報告しています。また、有価証券報告書にて、貸借対照表計上額を開示しています。

【原則1-7】 関連当事者間取引についての適正手続きの枠組み

当社は、当社と当社取締役、当社執行役員または当社主要株主との取引を行う場合には、当該取引が当社グループおよび株主共同の利益を害することのないよう、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものとします。ただし、当該取引の取引条件が一般の取引と同様である場合はこの限りではないものとします。

【原則3-1】(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

【原則5-2】 経営戦略や経営計画の策定・公表

経営理念は、「先端技術を先端で支える」です。

経営戦略、経営計画については、2018年を基点とする「グランドデザイン(10年)」で当社がどうありたいか、何をなすべきかを定め、また向こう3年の目線での中期経営計画を策定し、2017年度決算発表時に開示しました。

2018年度から2020年度にかけての中期経営計画では、売上高、営業利益率、親会社所有者帰属持分当期利益率(ROE)、基本的1株あたり当期利益(EPS)をKPIとして管理することで期間損益の改善と資本の効率的活用を共に推進すること、具体的なKPIについては、ベースシナリオでは、3年度平均で売上高2500億円、営業利益率17%、ROE18%、EPS170円を目指すこと、保守的シナリオでは、3年度平均で売上高2300億円、営業利益率15%、ROE15%、EPS135円であることを明示しております。

また、社内での事業業績評価に投下資本利益率(ROIC)を導入することで、事業マネジメントの強化を図っていきます。

詳細の内容につきましては以下の当社ウェブサイトにおいて公開しています。

(<https://www.advantest.com/ja/investors/management-policy/mid-long-term-management-policy>)

なお、2019年度につきましては、ベースシナリオを上回る結果を達成できました。

【原則3-1】(ii)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、「先端技術を先端で支える」との経営理念に従い、ステークホルダーからの負託に応え、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を目指すことをコーポレートガバナンスの基本的な考え方としています。その実現のため、当社ではコーポレートガバナンス基本方針を定めています。

【原則3-1】(iii)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、以下のとおり、「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しています。なお、報酬に関する事項の詳細については、後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」

1. 趣旨

取締役および執行役員の報酬については、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、経営を担う優秀な人材の確保およびモチベーション向上に資するよう、本方針と手続を定めます。

2. 報酬の体系および決定方針

取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬は、上記1.に定める趣旨に従い、固定報酬、業績連動賞与、株式報酬で構成するとともに、これらの金額および割合を適切に設定します。社外取締役については、その役割や独立性を考慮し、固定報酬のみとします。

固定報酬については、外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定します。

業績連動賞与については、短期インセンティブとして位置付け、当社グループの売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき算出します。

株式報酬については、長期インセンティブおよび株主価値の共有として位置付け、業績の動向、経営環境、株価水準等を総合的に勘案し、ストックオプションと業績連動型株式報酬を付与します。なお、業績連動型株式報酬は連続する3事業年度における当社グループの売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき受取株式数変動します。

3. 報酬決定の手続

取締役(監査等委員である取締役を除きます)および執行役員の報酬については、取締役会の諮問に基づき、指名報酬委員会が審議し、取締役会に提案します。取締役会は、指名報酬委員会からの提案について審議し、報酬を決定します。監査等委員である取締役の報酬については、監査等委員である取締役の協議により決定します。

【原則3-1】(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役および執行役員の選任にかかる基本方針として、以下に記載した「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」で定めています。

「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」

1. 取締役および執行役員選任の基本方針

当社は、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を役員とすることを基本方針とし、次の資質を有する者の中から、各役員別の選任基準を勘案し、選任します。

- ・当社グループの経営理念を尊重し、優れた人格および見識を有する者
- ・当社グループの歴史、企業文化、社員特性等を良く理解し、事業に関して十分な経験と知識を有する者
- ・当社グループの置かれた経営環境、競合の動向等を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行を行うことができ、また、絶えず検証し、改善する努力を継続できる者
- ・当社グループの属する業界および提供する価値に関する市場の変化を敏感に察知し、当社グループの進むべき方向性について建設的な議論を行うことができる者

2. 取締役および執行役員の選任・選定基準

社内取締役(監査等委員である取締役を除きます)

経営の意思決定および業務執行の監督に携わる者としてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ者の中から、人格、経験、当社の取締役としての在任年数等も総合的に勘案し、候補者とします。

社外取締役(監査等委員である取締役を除きます)

当社の定める独立性判断基準に該当し、かつ次のいずれかの経歴または能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社社外取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。

- ・弁護士等の法律の専門家
- ・会社の経営に関与した経験を有する者
- ・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
- ・半導体関連業界等、当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- ・研究、開発の豊富な経験を有する者
- ・その他上記各項目に準じた経歴または能力を有する者

監査等委員である取締役

次のいずれかの経歴または能力を有する者の中から、人格、他社役員の兼任状況、当社の取締役としての在任年数等を総合的に勘案し、候補者とします。

- ・当社での取締役、執行役員、管理部門、内部監査部門等の経験を有する者
- ・弁護士等の法律の専門家
- ・会社の経営に関与した経験を有する者
- ・財務および会計に関する相当程度の知見を有する者
- ・半導体関連業界等、当社ビジネスに関連する業界の知識や経験を有する者
- ・研究、開発の豊富な経験を有する者
- ・その他上記各項目に準じた経歴または能力を有する者

代表取締役、会長、副会長

株主総会において選任された取締役の中で当社グループを代表するにふさわしい者を代表取締役として選定します。また、取締役の中から取締役会を招集し、議長を務める会長および会長を補佐する副会長を選定することができます。

執行役員

業務執行の責任者にふさわしい経歴、能力およびリーダーシップを持つ者の中から、人格等も総合的に勘案して選任します。また、執行役員の中から当社グループ全体の事業を統率するに最もふさわしい者を執行役員社長として選定します。さらに、執行役員の中から執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員を選定することができます。

3. 取締役および執行役員の解任・解職基準

次に挙げる基準に一つでも該当した場合、解任・解職提案の対象とします。

- ・法令、定款、その他当社グループの規定に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ・取締役および執行役員の選任・選定基準に定める資質を欠くことが明らかになった場合
- ・当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合(代表取締役および執行役員社長にのみ適用)
- ・担当事業または担当領域において著しい業績不振を招いた場合(執行役員にのみ適用)
- ・反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係が認められた場合
- ・公序良俗に反する行為を行った場合
- ・健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

4. 取締役および執行役員選任・選定の手続

取締役候補者の指名に当たっては、指名報酬委員会が取締役に提案します。取締役会は、指名報酬委員会の提案について審議し、取締役候補者を決定し、取締役の選任に関する議案を株主総会に提出します。

執行役員選任に当たっては、指名報酬委員会が取締役に提案します。取締役会は、指名報酬委員会の提案について審議し、執行役員を選任します。

代表取締役、会長、副会長、執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員および常務執行役員については指名報酬委員会の提案に基づき、取締役会で審議し、選定します。

5. 取締役および執行役員解任・解職の手続

取締役および執行役員について、指名報酬委員会から解任・解職基準に該当するとの審議結果の報告があった場合、または他の取締役から解任・解職基準に該当する旨の提案があった場合には、取締役会にて審議を行います。取締役会において解任・解職基準に該当すると判断したときは、取締役会は次のとおり対応します。

・代表取締役、会長、副会長

代表取締役、会長、副会長を解職します。

・取締役

取締役の解任に関する議案を臨時株主総会に提出します。

・執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員
執行役員社長、執行役員副社長、専務執行役員、常務執行役員を解職します。

・執行役員
執行役員を解任します。

【原則3-1】(v)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

監査等委員でない取締役各氏および住田 清芽氏の選任・指名につきましては、第78回定時株主総会招集ご通知(8頁～17頁)を、栗田 優一氏および難波 孝一氏の選任・指名につきましては、第77回定時株主総会招集ご通知(15頁～17頁)をご参照ください。
(<https://www.advantest.com/investors/shares-and-corporate-bonds/shareholders-meeting>)

【補充原則4-1】経営陣に対する委任の範囲の概要

取締役会は機動的な意思決定と迅速な企業経営の実現のため、法令上また定款上取締役会による専決事項とされている事項および特に重要な業務執行に関する事項以外の業務執行の決定について原則として執行役員社長に委任しています。また、常務執行役員以上の執行役員をもって構成する常務会で業務執行に関する重要事項を審議します。

2017年度に取締役会規則を見直し、より執行役員社長に権限を委譲するとともに、取締役会にて、業務執行取締役による業務の執行状況の報告を充実させています。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準

以下に記載した「独立社外取締役の独立性判断基準」で定めています。

「独立社外取締役の独立性判断基準」

当社は、当社の社外取締役が現在または最近において、以下の要件の全てに該当しないと判断される場合に、独立性を有するものと判断します。

1. 主要な取引先

当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者
当社の主要な取引先またはその業務執行者

2. 専門家

当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいいます)

3. 近親者

上記1.または2.の近親者
当社の子会社の業務執行者、取締役の近親者
最近において当社または当社の子会社の業務執行者、取締役だった者の近親者

(注1)「最近において」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいいます

(注2)「主要な取引先」とは、当該取引先との取引による売上高等が当社の売上高等の相当部分を占めている相手や、当社の事業活動に欠くことのできないような商品・役務の提供を行っている相手をいいます

(注3)「業務執行者」とは、会社法施行規則に規定する業務執行者をいいます

(注4)「近親者」とは、二親等内の親族をいいます

【補充原則4-11】取締役会の構成についての考え方

前掲「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示 【原則3-1】(iv)取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たったの方針と手続」を参照ください。

【補充原則4-11】取締役の兼任状況

取締役の重要な兼職の状況につきましては、「定時株主総会招集ご通知」や事業報告等の開示書類において、毎年公表しています。

【補充原則4-11】取締役会の実効性についての分析・評価の結果の概要

取締役会はその役割と責務の実効性を評価するため、毎年、取締役全員にアンケートを行い取締役会の構成、運営、議論の状況等について意見の収集と分析を行っています。

(2018年度の評価結果と2019年度の対応)

2018年度の実効性評価では、代表取締役等の後継者計画の策定、事業に影響するリスクの再分析および取締役のトレーニングメニューの検討があげられました。

代表取締役の後継者計画の策定については、前掲「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由 【補充原則4-1】最高経営責任

者等の後継者の計画」を参照ください。

事業に影響するリスクの再分析につきましては、執行側で議論ののち、有価証券報告書にてリスクの対応も含めて記載しました。

取締役のトレーニングメニューの検討に関連し、当社では役員のトレーニングに詳しい社外取締役を2019年度に新たに選任しました。ガバナンストレーニング未受講の執行役員はガバナンスにかかる役員トレーニングを受講し、加えて、国内の取締役および執行役員対象にESGおよび企業価値向上にかかる専門家のレクチャーも開催しました。

(2019年度の評価結果)

2019年度の取締役会の実効性評価では、その構成については適切である旨、取締役会では自由闊達な意見交換がなされていることが確認できました。一方で、今後の改善事項について、以下の点があげられました。

- ・取締役会で配布する資料および説明方法
- ・指名報酬委員会からの報告方法
- ・社外取締役による外部専門家の活用方法

【補充原則4-14】取締役に対するトレーニングの方針

以下に記載した「取締役に対するトレーニングの方針」で定めています。

「取締役に対するトレーニングの方針」

1. 当社は、取締役に新たに就任する者に対し、当社の事業、財務、組織等に関する必要な知識を取得し、求められる役割と責務を十分に理解できるように、次の各号の対応を行います。

取締役に求められる役割と責務(法的責任を含みます)についての説明
当社グループの事業、財務、組織、重要な社内規定、コーポレート・ガバナンス体制、内部統制についての説明
就任後においても、必要に応じ、上記 および について適宜更新

2. 当社は、必要に応じて、個々の取締役に適合したトレーニングを提供します。

2019年度においては、以下のとおりトレーニングを実施しました。

- ・新たに就任した社外取締役に対しては、会社の事業、組織等に関する説明会および当社の事業所の見学会を実施しました。
- ・ガバナンストレーニング未受講の執行役員を対象にガバナンスにかかる役員トレーニングを提供しました。
- ・国内の取締役および執行役員対象にESGおよび企業価値向上にかかる専門家のレクチャーを開催しました。

【原則5-1】株主との対話促進のための体制整備・取組みに関する方針

以下に記載した「IR基本方針」で定めています。

「IR基本方針」

当社は、代表取締役兼執行役員社長(CEO)を最高責任者とし、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に資することを目的として、株主・投資家の皆様とのコミュニケーションを以下に定める指針に基づき推進します。これにより株主・投資家の皆様への説明責任を果たすとともに、コミュニケーションを通じ信頼や評価を得られるように努めます。

1. 開示基準

重要情報の開示

当社は、重要情報の開示について、金融商品取引法、金融商品取引所の規則その他関係法令・規則(以下、金融商品取引法等という。)を遵守し、適時適切に行います。

なお、重要情報とは、金融商品取引法等において、当社または当社子会社に関する重要な事項を決定した場合もしくは重要な事象が発生した場合に適時開示を要する会社情報、および金融商品取引法等において開示を求められる会社情報を指します。

自主的な開示

重要情報に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆様の投資判断に実質的な影響を与えられられる情報は、できるだけ速やかに、かつ公正に、開示を行います。

2. 開示方法

当社は、国内外の株主・投資家の皆様への開示の公平性を徹底するため、重要情報についてそれぞれ適切な方法で開示を行うとともに、当社ウェブサイトにおいても、開示後速やかにその内容を掲載します。

また、重要情報以外の情報については、ニュースリリースの配信や記者会見および説明会の実施、当社ウェブサイトへの資料掲載等により、適宜開示を行います。

なお、競争上あるいは守秘義務上、特定の情報に関するお問い合わせにお答えできない場合があります。

3. 将来予想について

当社が開示する情報には、今後の計画、見通し、戦略等の将来予想に関する情報が含まれますが、これらの情報は、その後の経済情勢や社会情勢等の外的要因等により、大きく異なる結果となる場合があります。将来の業績等に関する見通しを含む情報を開示する場合には、リスクや不確定要素を含む情報であることを明示します。

4. コミュニケーション体制

株主・投資家の皆様とのコミュニケーションに関する窓口および実務対応は、経営企画本部内に設置したIR課が担います。当社が行う主要なIR活動は原則、IRスークスパーソンと定めた代表取締役兼執行役員社長(CEO)、財務担当役員(CFO)、経営企画本部長、経営企画本部副本部長、

IR課担当者を通じて行いますが、個別の要望がある場合やコミュニケーション内容に応じ、社外取締役を含む役員をIRスポークスパーソンとして設定します。

またIR課は専門的知識を備えた社内関係部署と密に連携することで、IRスポークスパーソンの活動を補佐します。

5. コミュニケーションの充実

決算説明会や当社ウェブサイトによる情報開示のほか、個別面談、施設説明会、個別事業の説明会等の機会を通じて、株主・投資家の皆様に当社の事業環境や経営戦略等への理解を深めていただけるよう努めます。

6. コミュニケーションを通じて頂いたご意見等の経営への反映

株主・投資家の皆様より頂いた有用なご意見等については取締役会で共有を図るとともに、当社の持続的発展と中長期的な企業価値向上のため活用します。

7. インサイダー情報の管理および開示の公平性について

当社は、重要情報の管理基準および役職員の株式等の売買に関する行動基準を定めた社内規則「インサイダー取引防止規定」を徹底し、インサイダー取引の未然防止を図ります。

さらに当社のIRスポークスパーソンは、コミュニケーションの場に複数名で臨むこと等により、未公表の重要情報の伝達を行わないよう、また対話の中で情報格差が生じないよう、十分留意します。

8. 沈黙期間

当社は開示の公平性を確保するため、各四半期決算期末日の翌日から各四半期決算発表日までを沈黙期間と定めます。この期間は、当該決算に関する問い合わせへの対応を控えます。

ただし、この期間中に適時開示に該当する事実が発生した場合は、適時適切に開示します。

9. アナリスト業績予想への対応

当社は、証券アナリストが業績予想をするにあたって干渉しません。ただし、公表された当社の過去情報に関わる誤りがあれば、その旨指摘することがあります。

10. 市場の噂への対応

市場の噂に関しては、コメントしないことを基本方針とします。しかし、噂が資本市場に大きな影響を与える場合、または金融商品取引所その他の機関から説明等の対応を求められた場合は、必要に応じ関連部署の責任者と協議の上、適切に対応するものとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	52,246,100	26.26
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	23,533,100	11.82
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) SUB A/C NON TREATY	6,061,564	3.04
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	5,146,300	2.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	3,889,100	1.95
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,444,942	1.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,028,400	1.52
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,995,200	1.50
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	2,376,597	1.19
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	2,317,400	1.16

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

提出日現在、次の大量保有者から大量保有報告書(変更報告書)が提出されていますが、当社として実質所有株式数の確認ができない部分については、上記「大株主の状況」には含めていません。

- 野村証券株式会社他2社
- 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1社
- 三菱UFJ信託銀行株式会社他2社
- ペイリー・ギフォード・アンド・カンパニー他1社
- ブラックロック・ジャパン株式会社他6社
- 大和アセットマネジメント株式会社
- みずほ証券株式会社他2社

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
唐津 修	他の会社の出身者													
占部 利充	他の会社の出身者													
ニコラス ベネシュ	他の会社の出身者													
難波 孝一	弁護士													
住田 清芽	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
唐津 修			-	唐津 修氏は、国内外の研究開発機関の経営経験に加え、半導体に精通する専門家としての幅広い知識と経験を有しております。当社が属する業界にかかる同氏の識見を当社グループの経営に反映させることが、当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資するものであることから、当社社外取締役として適任と判断いたしました。

占部 利充		-	占部 利充氏は、日本を代表する総合商社での豊富な経営経験、特に米国およびアジアにおける海外経験、事業投資判断等に関する経験、人事等管理部門に関する幅広い経験を有しております。同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させることが当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資するものであることから、当社社外取締役として適任と判断いたしました。
ニコラス ベネシュ		-	ニコラス ベネシュ氏は、コーポレートガバナンスにかかる幅広い知識と経験およびM&Aを含む投資銀行実務の経験を有しております。コーポレートガバナンスおよび株主目線にかかる同氏の識見を当社グループのグローバル経営に反映させることが当社の持続的な企業価値向上および取締役会の活性化に資するものであることから、当社社外取締役として適任と判断いたしました。
難波 孝一		-	難波 孝一氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり主に民事事件を担当する裁判官を務めた後、弁護士として企業法務の実務に携わるなど、法律やコンプライアンスに関する豊富な経験と高度な専門的知識を有しております。同氏の識見を当社グループの監査・監督に反映させることが同機能の向上に資するものであることから、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。
住田 清芽		-	住田 清芽氏は、過去に直接会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたり公認会計士として監査法人に勤務し、会計監査業務および内部統制に関する業務に携わっており、財務および会計に関する幅広い知識と経験を有しております。同氏の識見は当社の取締役会の活性化および監査等委員会の機能の向上に資するものであることから、当社監査等委員である社外取締役として適任と判断いたしました。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を2名配置しています。当該従業員の選任、異動、考課等の人事事項は、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。また、当該従業員は、専ら監査等委員の指示・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役、その他の役職員からの独立性を確保するものとします。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会が会計監査人、監査室その他の内部統制部門およびアドバンテストグループ各社の監査役等と連携し、必要に応じて意見交換する機会を確保し、意思疎通を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	3	0	1	2	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職ならびに取締役および執行役員の報酬の決定に当たり取締役会の役割を補完する任意の機関として指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会が、指名委員会および報酬委員会双方の機能を担っています。指名報酬委員会は職務の遂行にあたり、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職および報酬の公正性、妥当性および透明性を向上させる責務を負います。

指名報酬委員会は、取締役会決議により、取締役の中から選定された委員によって構成されます。独立した視点を取り入れるため、委員の過半数は社外取締役に構成されています。人事部が指名報酬委員会の事務局として対応しています。2019年度において指名報酬委員会は14回開催し、吉田芳明氏は14回、占部利充氏と難波孝一氏は10回、吉川誠一氏と山室恵氏は4回出席しており、いずれも出席率は100%であります。なお、就任・退任時期の違いにより出席回数が異なっております。

指名報酬委員会での主な検討事項は、以下のとおりでした。

- ・取締役および執行役員の候補者について
- ・固定報酬、業績連動賞与、株式報酬の水準の妥当性と今後の在り方について
- ・顧問制度について
- ・取締役および執行役員の任用契約について

現在の委員は、引き続き占部 利充氏、難波 孝一氏および吉田 芳明氏が務めており、占部 利充氏が委員長を務めています。

指名報酬委員会は、取締役および執行役員については、取締役会の定める「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」(※1)に従い、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を候補者として取締役会に答申し、独立社外取締役については、前述の「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」に加え、取締役会の定める「独立社外取締役の独立性判断基準」(※2)に従い、豊かな知見を持ち、取締役会への積極的な貢献が期待できる人物を候補者として取締役会に答申するものとします。取締役会はそれらの答申について審議し、取締役候補者を決定、および執行役員を選任します。

取締役および執行役員の解任・解職については、指名報酬委員会から解任・解職相当との判断があった場合、または他の取締役から解任・解職基準に該当する旨の提案があった場合に取締役会でその旨審議します。

(※1)「取締役および執行役員を選任・選定、解任・解職するに当たっての方針と手続」前掲「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則3-1】(iv)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続」を参照ください。

(※2)「独立社外取締役の独立性判断基準」前掲「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準」を参照ください。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

「独立社外取締役の独立性判断基準」は、前掲「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準」を参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

業績連動報酬に関する事項については、後掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」を参照ください。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社の業績向上に重要な役割と責任を有すると認められる者に付与しています。

監査等委員である取締役および社外取締役については、2018年6月27日開催の定時株主総会の決議により、ストックオプションおよび業績連動型株式報酬の付与対象者から外れています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書において個別開示を行っています。なお、有価証券報告書では以下のとおり2019年度の連結報酬等の個別開示を行っています。

・吉田 芳明氏に対する報酬等の総額は149百万円(基本報酬60百万円、業績連動賞与51百万円、ストックオプション20百万円、業績連動型株式報酬18百万円)であります。

・塚越 聡一氏に対する報酬等の総額は101百万円(基本報酬41百万円、業績連動賞与37百万円、ストックオプション11百万円、業績連動型株式報酬12百万円)であります。

・ハンス ユルゲン ヴァーグナー氏に対する報酬等の総額は138百万円(基本報酬67百万円、業績連動賞与48百万円、ストックオプション11百万円、業績連動型株式報酬12百万円)であります。

ハンス ユルゲン ヴァーグナー氏の報酬額には、Advantest Europe GmbHでの支給分を含みます。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の報酬等について、社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外取締役に構成する指名報酬委員会で審議することで判断の客観性と透明性を高めています。当社は「取締役および執行役員の報酬を決定するに当たっての方針と手続」(前掲「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報 1. 基本的な考え方 コーポレートガバナンスコードの各原則に基づく開示【原則3-1】(iii) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続」を参照ください。)を、指名報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

各取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の報酬等の額や業績連動型報酬における業績指標等は、株主総会の決議により決定した取締役報酬等の総額(*3)の範囲内で、当該方針と手続に基づく指名報酬委員会の審議、答申を踏まえ、取締役会の決議により決定しています。

当社の役員報酬は、当社グループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上、株主利益への貢献、経営を担う優秀な人材の確保およびモチベーション向上に資することを目的としています。取締役(監査等委員である取締役を除く)および執行役員の報酬は、上記の趣旨に従い、(1)基本報酬、(2)短期インセンティブ報酬としての業績連動賞与、(3)長期インセンティブ報酬としての株式報酬で構成します。

また、社外取締役については、その役割や独立性を考慮し、(1)基本報酬のみとしています。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会の決議により決定した監査等委員である取締役の報酬の総額(*3)の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定します。

(1) 基本報酬

基本報酬については、外部の客観的データを参照しつつ、担っている職務・職責に応じた適切な水準で設定します。

(2) 短期インセンティブ報酬としての業績連動賞与

業績連動賞与は、当社グループの各年度の売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき算出する報酬です。ROEが8%を下回る場合、あるいは全ての目標において最低達成水準に到達しない場合は不支給となります。業績指標に基づき算出された賞与は、指名報酬委員会において審議した上で、取締役会で承認を得ています。

(3) 長期インセンティブ報酬としての株式報酬

株式報酬は、ストックオプション(通常型)報酬および業績連動型株式報酬の2つで構成されており、業績の動向、経営環境、株価水準等を総合的に勘案し、付与されます。

ストックオプション(通常型)は、株価が予め定められた行使価格を上回っているときに行使することにより利益を得られる権利であり、行使可能期間は割当日より2年後から5年後までです。

業績連動型株式報酬は、連続する3事業年度における当社グループの売上高、営業利益率、当期利益、ROE等の業績指標に基づき受取株式

数が変動します。

(4) 報酬割合

2019年度の業務執行取締役の各報酬の構成割合は、前掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【取締役報酬関係】」該項目に関する補足説明記載のとおりとなりました。業績連動賞与につきましては業績に応じて、基本報酬100に対して0から100の間で変動します。また、ストックオプションや業績連動型株式報酬につきましては、株価やオプションの公正価値の変動により増加または減少します。さらに業績連動型株式報酬は上述のとおり業績の達成割合に応じて変動します。

(*3) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の金銭報酬の上限は年額6億円、監査等委員である取締役の金銭報酬の上限は年額1億円、業績連動型株式報酬の上限は年額2億円、ストックオプション報酬の上限は年額2億円です。

【社外取締役のサポート体制】 更新

当社では、経営企画本部および総務部(取締役会事務局)が社外取締役のサポートを担当しています。また、取締役会の資料を原則3営業日前までに社外取締役に提供するように努めています。当社の事業遂行状況等の社内(またはグループ全体)情報においては、しかるべき担当者より、必要に応じて、社外取締役に直接報告しています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新 0名

その他の事項 更新

当社では、取締役または執行役員を退任した人を顧問に任命しないこととし、退任者の能力、知見を活用するニーズがあると判断した場合には、顧問という形ではなく、個別契約により業務を委嘱する形をとるようにしています。

なお、取締役会の管理監督責任を果たすために、元代表取締役兼執行役員社長等を含めた取締役経験者への退任後の業務委嘱については取締役会決議で決定するようにしています。また、執行役員退任後の業務委嘱については代表取締役兼執行役員社長が決定し、取締役会へ報告するようにしています。

本報告書提出日現在において、代表取締役経験者に業務委嘱をしている事案はありません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化および透明性の向上を図ります。

取締役会は、経営の意思決定機関として、グループ全体の経営方針、経営戦略等の重要事項について決定するとともに、業務執行機関の業務執行を監視、監督します。当社は、取締役会メンバーに複数の社外取締役を含めることで、取締役会の監視、監督機能を強化しています。2019年度において取締役会は14回開催し、吉田芳明氏、唐津修氏、ハンス・コルゲン・ヴァーグナー氏、塚越聡一氏、栗田優一氏および村田恒子氏は14回、占部利充氏、ニコラス・ベネシュ氏、藤田敦司氏および難波孝一氏は11回、吉川誠一氏、明世範氏および山室恵氏は3回出席しており、いずれも出席率は100%です。なお、就任・退任時期の違いにより出席回数が異なっています。取締役会では、経営陣から提案された議題に対して幅広い知識と経験を有する取締役がそれぞれの視点から意見を表明し、活発な議論が交わされています。取締役会は、月1回程度、1回につき3~5時間程度かけて、予算や決算、人事、企業結合案件等を検討しています。このガバナンス報告書提出日現在の取締役会は、業務執行取締役(社内取締役)5名、非業務執行取締役(社内取締役)1名、非業務執行取締役(社外取締役)5名、計11名(いずれも監査等委員である取締役を含む)、うち2名は外国籍、1名は女性の取締役で構成されています。取締役の多様化にともない意思の疎通が取れないことがないよう、取締役会には同時通訳を配し日本語、英語双方で自由に発言ができるよう配慮しており、資料および議事録についても英訳を準備しています。

当社は、業務執行機関が迅速かつ効率的な業務執行ができるように必要な権限委譲を行っています。権限委譲された業務のうち、一定以上の重要案件については、原則常務会での審議が行われます。会議は月2回程度開催しています。常務会は常務執行役員以上の執行役員で構成されています。

当社は、2015年6月24日に監査等委員会設置会社に移りました。監査等委員会は1名の社内取締役と2名の社外取締役で構成され、監査等委員である社内取締役の栗田優一氏は当社の経営企画、財務および管理担当役員における長年の経験があり、監査等委員である社外取締役の住田清芽氏は公認会計士として監査法人での勤務経験があり、両氏とも財務および会計に関する十分な知見を有する者です。また、監査等委員である社外取締役の難波孝一氏は法務に関する豊富な知見を有する者です。

監査等委員会は、策定された監査方針および監査計画、職務分担等に従い、取締役会、常務会、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、開示委員会等の重要な会議への出席、取締役および執行役員等からの職務執行に関する報告の聴取、重要な決裁書類等の閲覧、本社および国内外の主な連結子会社の業務や財産の状況の調査に加え、監査室その他の内部統制部門、会計監査人等との連携により、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行を監査しています。

監査等委員会は、常勤監査等委員を選任し、監査・監督機能の実効性を高めております。監査等委員である社外取締役は、内部統制委員会へ

の陪席や、常勤監査等委員が行う業務執行部門に対する往査に必要な応じて参加し、当社の業務執行の状況等につき能動的に監査・監督を行っています。

2019年度において監査等委員会は13回開催し、常勤監査等委員である栗田優一氏と社外監査等委員である村田恒子氏は13回、社外監査等委員である難波孝一氏は10回、社外監査等委員である山室恵氏は3回出席しており、いずれも出席率は100%です。なお、就任・退任時期の違いにより出席回数が異なります。

監査等委員会において、取締役および執行役員その他業務執行機関の職務執行の状況や内部統制システムの整備・運用状況について検討いたしました。監査等委員会と代表取締役、社外取締役、業務執行取締役と定期的に意見交換を行う機会を確保しています。

その他の取り組み状況につきましては、前掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【監査等委員会】」を参照ください。なお、内部監査については監査室を設置し、複数の専任の従業員により、会社の内部統制の整備・運用状況を日常的に監視するとともに、問題点の把握・指摘・改善勧告を行っています。

会計監査については、当社はEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、所定の監査を受けています。2019年度において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、薄井 誠氏、松本 暁之氏および脇本 恵一氏です。継続監査年数は全員7年以内です。また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士を主たる構成員とし、システム専門家等の専門的知識を有する者を含んでいます。

また、取締役および執行役員の選任・選定、解任・解職、報酬決定等の機能については指名報酬委員会を設置しています。指名報酬委員会については前掲「経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況 1. 機関構成・組織運営等に係る事項【任意の委員会】」を参照ください。

業務執行取締役等である者を除く取締役と当社は、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査等委員会設置会社の下では、監査等委員である取締役が取締役会において議決権を持つことになるなど、取締役会の監査・監督機能を一層強化することができるようになっています。それにより、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上を図ることができると考え、当社では、監査等委員会設置会社を採用しています。

また、アドバンテスグループの持続的な発展と中長期的な企業価値の向上につながる助言と経営の監視・監督を行うためには、取締役会の構成員の中に一定程度の人数の外部者が必要であると考え、当社では5名の社外取締役を選任しています。

さらに、急激に変化する経営環境に即応する体制を確立し、迅速な業務執行を行うために執行役員制度を採用し、業務執行の多くの権限を執行役員社長に委譲しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間以上前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を避け、1～2日前倒しで開催することにより、株主が参加しやすく設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	当社の指定する株主総会議決権行使サイトにおいて、インターネットによる議決権の行使が可能です。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知(日本語、英語)を当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	報告事項のプレゼンテーション資料を当社ウェブサイトに掲載しています。当日の株主総会の様子を後日オンデマンド配信します。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにおいてディスクロージャーポリシーを含めた「IR基本方針」を公表しています。 (https://www.advantest.com/investors/management-policy/basic-investor-relations-policy)	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期に1回、決算発表時に決算説明会を開催しています。また当社の事業動向により深い理解を頂くため、事業/技術に関する説明会を年に数回のペースで開催しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回のペースで、米国、ヨーロッパおよびアジアにおいてロードショーを実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ウェブサイトにおいて財務情報、株式・株主情報、中長期経営方針、決算説明会の資料等を掲載(英文も有り)しています。 (https://www.advantest.com/investors)	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として経営企画本部 経営企画部 IR課を設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「CSR基本方針」において、ステークホルダーを尊重し、社会との調和を図り、持続可能な社会の実現に向けて貢献することを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	経営企画本部 コーポレートコミュニケーション統括部 CSR・環境推進室を設置し、組織的に活動を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	毎年、「環境・社会活動に関する報告書(Sustainability Report)」、および「統合報告書(Integrated Annual Report)」を作成し公表しています。なお、2020年度からは、「環境・社会活動に関する報告書(Sustainability Report)」を統合報告書に集約する予定です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会で決議した内容は次のとおりです。

業務の適正を確保するための体制に関する基本方針

アドバンテストグループは、「先端技術を先端で支える」という経営理念のもと、アドバンテストグループの経営理念、ビジョン、コア・バリュー、行動指針や行動基準を明記したThe Advantest Wayを制定し、経営の透明性を高め、持続的な発展と中長期的な企業価値の向上に努めてきました。これらの取り組みをさらに推し進めるため、以下の各項目の体制を整備し、内部統制システムの構築、整備および運営を実施し、業務の適正を確保します。

1. 当会社および当会社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当会社は、経営の意思決定および監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化を図ります。経営の意思決定および監督は取締役会が担い、業務執行は、取締役会が業務執行機関の役割と権限を明確にし、迅速かつ効率的な業務の執行に必要な権限委譲を行った上で執行役員および従業員が担います。

当会社の取締役会は、経営の意思決定機関として、アドバンテストグループ全体の内部統制システムを含む経営に関する基本方針および業務執行に関する重要事項について決定するとともに、経営の監督機関として、取締役の職務の執行および執行役員の業務の執行を監視、監督します。

当会社の取締役会は、アドバンテストグループの経営に関する基本方針を承認し、月次決算に基づく経営成績および財政状態ならびにアドバンテストグループの業務執行状況で重要なものについて毎月報告を受け、計画の妥当性等を検証します。

2. 当会社および当会社の子会社の取締役、執行役員および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当会社は、アドバンテストグループの全ての取締役、執行役員および従業員が法令および定款に適合し、誠実かつ倫理的な行動を採ることを明確にするため、The Advantest Wayを周知徹底します。さらに、取締役および執行役員に対しては、The Advantest Wayに加え、役員倫理規定を適用します。

アドバンテストグループは、アドバンテストグループの業務の適正を確保するために、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、開示委員会等の課題別委員会を設置します。

内部統制委員会は、内部統制システムの整備および運営の状況について必要に応じて取締役会へ報告します。

コンプライアンス委員会は、法令の遵守およびThe Advantest Wayの運営状況を監視し、必要に応じて取締役会へ報告します。

開示委員会は、当会社による適切な開示が行われることを監督し、必要に応じて取締役会へ報告します。

当会社は、法令、定款またはThe Advantest Wayに反する疑いのある事象の報告・相談の受付窓口として、「企業倫理ヘルプライン」を設置します。また、当会社は、報告・相談者に対し、報告または相談をしたことを理由として不利益な扱いを行わない旨を定め、周知徹底します。

3. 当会社および当会社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当会社は、アドバンテストグループの経営環境、事業活動、および会社財産に潜むリスクに関し、重要な業務プロセス毎にリスク要因を識別・分類し、リスクの大きさ、発生可能性、頻度等を分析するとともに、それらのリスクへの適切な対応についての方針および手続の文書化を重要な内部統制活動の一つとして実施します。

当会社は、災害等の緊急事態に関し、危機管理本部を設置して緊急時行動要領を文書化するとともに、定期的に教育訓練を実施して緊急事態に備えます。

内部統制委員会は、アドバンテストグループのリスク管理を徹底し、重要なリスクについては取締役会に報告します。

当会社は、安全衛生委員会を設置して、労働災害事故の防止、快適な職場環境の形成および従業員の健康増進に努めます。

4. 当会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当会社は、取締役の職務の執行に係る以下の情報に関して、保存年限、保管責任者、保存方法等の詳細について定めた社内規定に基づいて、適切に保存および管理します。

- ・株主総会の議事録および関連資料
- ・取締役会の議事録および関連資料
- ・取締役の職務執行に関するその他の重要な文書

当会社は、情報漏洩の防止のために情報セキュリティ委員会を設置し、個人情報の保護と機密文書の漏洩防止を行います。

5. 当会社および当会社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

アドバンテストグループは、連結決算に基づく業績評価を重視したグループ連結経営を行うために当会社とアドバンテストグループ各社で同質の内部統制システムを構築、運営します。

アドバンテストグループの内部統制システムは、グループ各社を担当する当会社の各部門が連携するとともに、内部統制委員会が策定するグループ全体の方針に基づいて統一的に構築、運営され、内部統制委員会が掌握したグループ各社の内部統制状況の中で重要なものは、取締役会へ報告されるものとします。

グループ各社に対する内部監査は、当会社監査室が総括します。

6. 当会社の監査等委員会の職務を補助すべき従業員に関する事項

当会社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき従業員を置きます。

7. 前項の従業員の当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性および前項の従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

第6項の従業員の選任、異動、考課、懲戒等の人事事項は監査等委員会の事前の同意を得ます。

第6項の従業員は、専ら監査等委員の指揮・命令に基づき職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保するものとします。

8. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

当社は、アドバンテストグループにおける法令、定款もしくはThe Advantest Way に対する違反もしくはアドバンテストグループに重大な損害を及ぼす可能性のある事実を発見した場合またはかかる報告を受けた場合、直ちに監査等委員会に報告する体制を採ります。

当社は、監査等委員が常務会その他の重要会議に出席し、業務執行に関する重要事項をタイムリーに把握できる体制を採ります。

当社は、企業倫理ヘルプラインに対して、報告または相談がなされた場合、直ちに監査等委員会に対して報告する体制を採ります。

第1号および第3号に基づき監査等委員会へ報告をした者が不利益な取扱いを受けない体制を採る旨を定め、周知徹底します。

9. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査等委員会が会計監査人、内部監査部門である監査室およびアドバンテストグループ各社の監査役等と連携し、必要に応じて意見交換する機会を確保します。

当社は、監査等委員会と代表取締役が定期的に意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図るようにします。

当社は、監査等委員がその職務の執行に必要な費用の前払等を請求したときは、それが速やかに処理されるよう、必要な手続きを整備し、実施します。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

効率的な職務執行に関する体制

当社は、経営の効率化を図るため、取締役会が取締役会規則に基づき経営の意思決定および監督を行い、執行役員および従業員は、グローバル組織およびグローバル職務権限規定に基づき業務執行を行っております。

取締役会は当社グループ全体の経営方針および経営戦略などの重要事項について決定し、業務執行機関の職務執行を監視・監督しております。

コンプライアンスに関する体制

当社では、当事業年度に、経営理念、ビジョン、コア・バリュー、行動指針や行動基準を明記したThe Advantest Wayを刷新しました。The Advantest Wayを周知徹底するために、全世界の役員および従業員に対してワークショップを開催しています。

コンプライアンス強化のために、2019年8月に行動規範委員会をコンプライアンス委員会に改組しました。同委員会では、主な活動として、コンプライアンス活動の推進ならびに人権問題に関する教育の実施および相談・苦情への対応を行っております。

当社では、当事業年度に、ヘルプラインの外部窓口を新たに設置し運用を開始するとともに、社内報にて全世界の役員および従業員に対してヘルプラインの役割等を説明し、周知徹底を図りました。また、昨年度に引き続き、役員および従業員に対してe-ラーニングによるコンプライアンス教育を実施し、最終的には対象者全員が受講しました。

リスクマネジメントに関する体制

当社は、代表取締役が委員長を務め、社外取締役がオブザーバーとして参加できる内部統制委員会が、当社グループ全体の重要なリスクの全社横断的な洗い出しおよび分析を行い、リスクごとの責任部門と対応の方針と手順を明確にしております。また、内部統制システムの整備および運用状況、内部統制の評価過程にて重大な欠陥および重要な不備が発見された場合については、取締役会へ報告することとしております。

当社は、代表取締役を本部長とする危機管理本部を設置し、自然災害や感染症の流行などの緊急事態に対応しています。

情報の管理・保存に関する体制

当社は、株主総会、取締役会の議事録および関連資料、取締役の職務執行に関する重要な文書を社内規定に基づいて保存管理しております。また、情報セキュリティ委員会を毎月開催し、個人情報の保護と機密情報の漏洩防止の対策、ITシステムのセキュリティの維持・向上を検討し、実施しております。

当事業年度は、サイバー攻撃に対する模擬訓練を実施するとともに、フィッシングメールを受信した場合には、適宜従業員に注意喚起しております。

企業集団における業務の適正の確保に関する体制

当社は、当社グループ全体として重要な業務プロセスを設定し、リスク分析およびそれらのリスクへの適切な対応について指導することによりグループ会社で同質の内部統制システムを構築、運営しております。内部統制委員会は、社内監査部門が実施する重要なグループ会社についてのCSA(統制自己評価)に基づき各社の内部統制状況を把握するとともに、社内監査部門の監査により状況を把握し、グループ各社が内部統制システム構築の方針のとおり運営できるように指導しております。また、内部統制委員会は、グループ各社の内部統制に関する重要な事項が判明した場合には、その旨を取締役会へ報告しています。

監査等委員会による監査に関する体制

当社は、常勤監査等委員が常務会その他の重要な会議へ出席し、業務執行に関する重要事項を把握できる体制を採っております。監査等委員会は会計監査人および内部監査部門と必要に応じて随時打ち合わせを行い、相互の連携を図っております。また、当社は、代表取締役と監査等委員会が定期的または必要に応じて意見交換を行う機会を確保し、意思疎通を図っております。

当社は、監査等委員会室を設置し、監査等委員会を補助する常勤の従業員を置いております。監査等委員会を補助する従業員は、監査等委員の指示に従い職務を遂行し、監査等委員でない取締役その他の役職員からの独立性を確保しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、暴力団等の反社会的勢力に対しては、一切関係を持たず、反社会的勢力からの書籍購入、寄付、会費等の要求にも毅然とした態度でこれを拒絶します。

アドバンテストグループでは、The Advantest Wayにおいて、「私たちは、暴力団、テロやサイバー攻撃等の組織的犯罪をたくらむ集団等の反社会的勢力と一切関係を持ちません。私たちは、反社会的勢力からの書籍購入・寄付・会費などのいかなる要求にも毅然とした態度で拒絶します。」と定めており、全ての取締役、執行役員および従業員に対し、The Advantest Wayの周知徹底を図っています。

反社会的勢力による接触、不当要求や妨害行為が発生した場合、総務部が統括部署となり、警察、弁護士等との連携を図りながら、総務部長が不当要求防止責任者として対応します。

企業倫理に係る社内研修において、反社会的勢力への対応について説明しています。また、反社会的勢力に対して一切関係をもたない旨を含んだThe Advantest Wayにかかる教育を年1回実施しています。さらに、取引基本契約等の取引先との契約に、反社会的勢力の排除条項を盛り込んでいます。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社では、金融商品取引法等の関係法令および東京証券取引所の「有価証券上場規程」等が定める情報を正確、公平かつ適時に開示することを目的に、開示統制を実施しています。

当社および関係会社における決定事実、発生事実および経理部で所管する決算情報は、開示統制機能を備える開示委員会事務局にて収集されます。

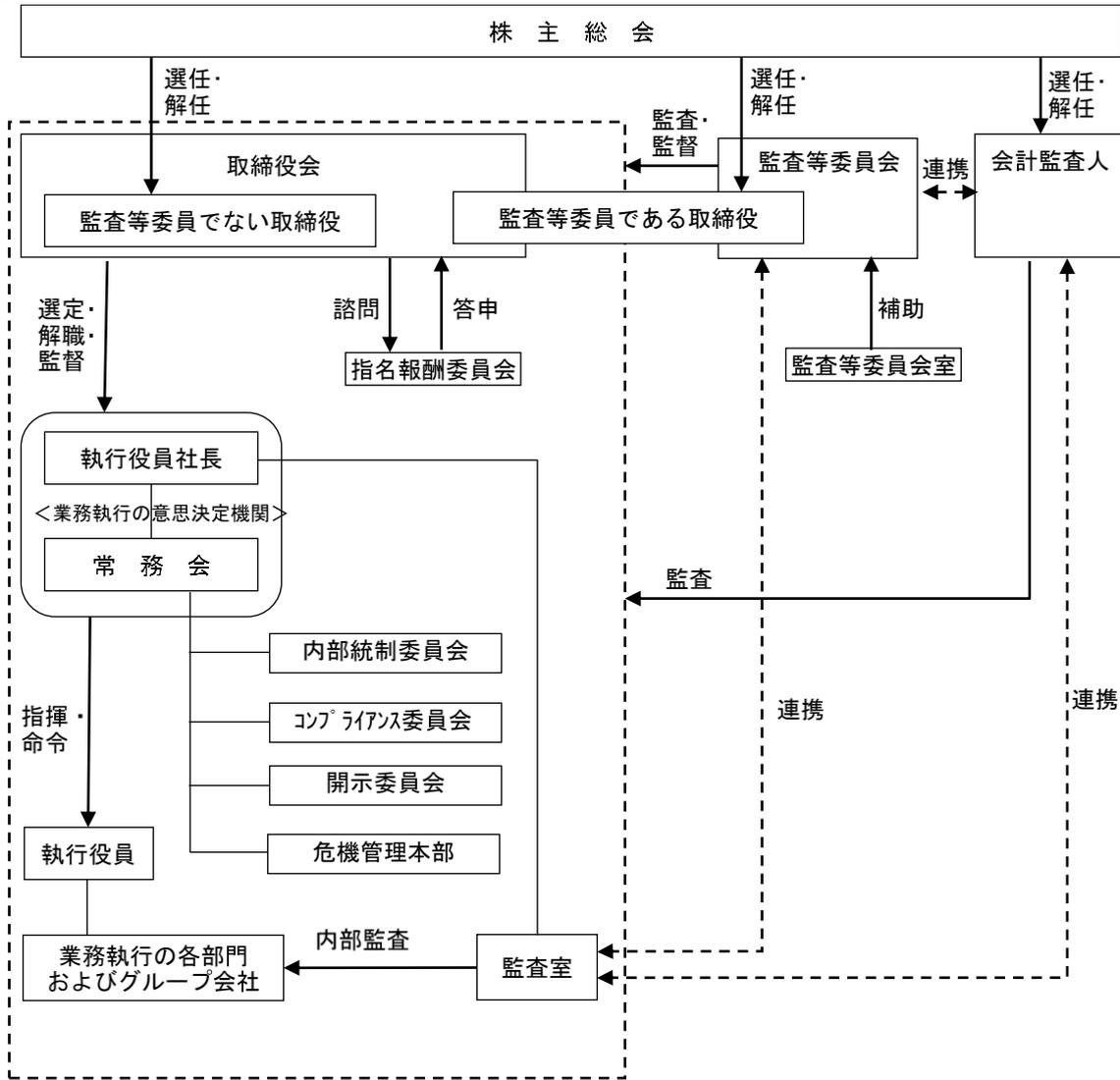
開示情報の中でも特に関東財務局に提出する有価証券報告書等の定期的法定開示書類に関しては、開示委員会を設置し開示統制手続きを実施しており、CEO・CFOは、開示統制手続の実効性を評価・認証しています。なお、これらの書類の作成にあたっては、社外独立監査人による財務諸表の監査と、必要に応じて社外弁護士によるレビューも受けることにより開示統制を強化しています。

適時開示プロセスにおいては、開示委員会事務局にて収集・整理された情報は、情報取扱責任者による適時開示の判定が行われ、内容や緊急度により、取締役会またはCEO・CFOの決裁を経て速やかに開示されます。

当社は全ての重要な財務情報と非財務情報が適時かつ適切に開示されることを確保するために、より高い倫理観・誠実さ・社会的正義に則って、企業活動を推進することを基本としたThe ADVANTEST Wayを策定し企業倫理の徹底に取り組んでいます。また、平成16年6月には、「役員倫理規定」を施行し、取締役および執行役員が誠実かつ倫理的な行動をとることを明確にしました。さらに「事業経営の有効性と効率性」、「財務報告の信頼性」、「法規の遵守」、「資産の保全」の4つの目的を達成するために内部統制委員会を設置し、内部統制の維持と管理に努めています。

以上のことにより、開示の適正性を確保しています。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



【適時開示体制の概要図】

